

保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業業務委託 企画提案 質問・回答

令和6年6月19日 千葉県健康福祉部医療整備課

	質 問	回 答
1	アンケート調査やヒアリング調査を実施するにあたり、アンケートの送付先やヒアリング対象者の連絡先等については、県から情報提供していただけるのか。もしくは、提案者において具体的なアプローチ方法を提案したほうがよいか。	アンケートやヒアリング調査の実施にあたり、県が保有している情報の共有は可能と考えますが、各提案者において、調査の対象者やアプローチ手法等を提案いただければ、より望ましいと考えています。
2	保健医療大学の卒業生に対してアンケート調査等を実施する場合、連絡先等は県から提供していただけるのか。	連絡先等については、内容を精査したうえで、県から提供することは可能であると考えています。
3	機能強化施策を検討する上で、モデルとして考えている大学等はあるのか。	神奈川県立保健福祉大学を始めとした、学生数や組織の規模感が保健医療大学と近い保健医療系の公立大学は参考としています。また、本県には千葉大学を始めとした各大学があり、役割の差別化等の検討も必要だと考えています。
4	県が設置する調査検討会議の構成員は、県において決めるため、提案は不要という認識でよいか。	ご認識のとおりです。
5	6月11日（火）に開催した説明会で使用されたパワーポイント資料を提供いただくことは可能か。また、公開される予定はあるか。	資料を一部加工（重複ページの削除等）した上で、事業募集のページに掲載しました。
6	募集要項「10 その他の留意事項」において以下の記載があり、一部の調査業務が該当する場合、事前に書面提出が必要か。必要な場合は、特定の書式（必要項目）があればご提示いただきたい。書面提出は契約相手方が決定した以降でよければ、該当業務を盛り込んだ形で必要書類を提出させていただく。	再委託が見込まれる一部の業務について、提案段階において事前の書面提出は必要ありません。なお、一部の業務の再委託が見込まれる場合は、業務処理体制に関わることであるため、応募書類上にその旨の説明がなされることが望ましいと考えています。

	<p>=====</p> <p>(11) 受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について第三者に再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ書面で県の承認を得なければならない。</p> <p>ア 再委託の相手方の名称及び住所</p> <p>イ 再委託を行う業務の範囲</p> <p>ウ 再委託を行う必要性</p> <p>エ 契約金額</p> <p>=====</p>	
7	<p>今回の募集内容は多くの検討項目があり、審査で簡潔に説明する際、業務委託仕様書の全ての項目に触れることが難しい場合も考えられることから、仕様書の内容を踏まえていれば、企画提案書内の調査検討項目をある程度まとめてもよいか。</p>	<p>審査（第2次審査）での説明の仕方や内容については、特段指定はありません。</p>